

公的研究費の使用に関する行動規範

平成 28 年 2 月 25 日制定

この行動規範は、公的研究費（注）を使用する上での当社グループ（サンバイオ株式会社及び SanBio, Inc.）の研究者及び事務職員等（以下、「研究者等」という。）としての取り組みの指針を明らかにするものである。

1. 研究者等は、公的研究費の使用等に当たっては、法令や当社が定める規程等を遵守するとともに、説明責任を果たすものとする。
2. 研究者等は、公的研究費は国民の税金その他多方面からの支援によるものであることを認識し、適正かつ効率的・効果的な使用を行うとともに、実態のない経費の使用・目的外使用・期間外使用など不正な使用は行わない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費を計画的かつ適正に使用することに努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
5. 役職員等は、公的研究費の不正使用が当社グループにおけるすべての研究に深刻な影響を与えることを自覚し、別に定める公的研究費の使用に関する不正防止計画をふまえて行動する。

（注）公的研究費とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）」で示されている研究費のうち、当社グループにおいて研究活動に使用した全ての資金をいう。